

シンポジウム「平成大合併の検証」

座長 町田俊彦（専修大学）

パネリスト

小西砂千夫（関西学院大学）

川瀬憲子（静岡大学）

牧田 実（福島大学、非会員）

旧合併特例法が、地方分権一括法案と同時に策定されたことに示される通り、「平成大合併」が必要な理由としては「分権の受け皿づくり」が強調された。「分権の受け皿づくり」を進める狙いから、町村が市になる要件は5万人以上から3万人以上に、政令指定都市になる要件は70万人台に緩和された。

分権時代にふさわしい「自主的合併」の原則が謳われたが、様々なアメとムチが設定され、「半強制的合併」の性格を色濃くした。アメとしては「合併算定替」と「合併特例債」の設定、ムチとしては普通交付税の「段階補正」の見直し（割増を2,000億円削減、2010年度に700億円復元）が行われたが、大きな影響を及ぼしたのは「三位一体の改革」における大幅な地方交付税の削減であった。

1999年4月1日以降の合併件数をみると、2004年9月31日までは61件にとどまっていたが、2004年下期から2005年度にかけて急増した。この合併特例の適用期限近くなってから「駆け込み」合併を行った自治体では、2014～2015年度に「合併算定替」が5年にわたって段階的に縮小し、「一本算定」に移行する局面に入る。

国が期待した通り、市町村合併が「規模の利益」による行政効率化を發揮したならば、合併自治体は「合併算定替」の段階的廃止による普通交付税の逡減に対応できるであろう。留意すべき点は、人口増和の割に行政面積の拡大が過大で、人口密度の大幅な低下を伴った合併が多く、このケースでは行政効率はむしろ低下することである。

「合併算定替」の段階的縮小を懸念する合併自治体は多く、昨年11月には「合併算定替終了に伴う財政対策連絡協議会」（全国合併市241団体で構成）が国に要望書を提出した。国も対応せざるをえない状況になっており、2014年度以降5年程度で交付税算定のあり方を見直しを①支所関連経費の加算、②人口密度等による補正係数の拡充、③標準団体の面積基準（現行160km²）の拡大の3点について進める。

シンポジウム「平成大合併の検証」では、多くの合併自治体が「合併算定替」の段階的縮小の局面に入るこの時期に、「平成大合併」の財政面と行政面の効果を検証するとともに、「合併算定替」の段階的縮小が合併自治体に及ぼす影響を検討す

る。市町村合併の類型や地域によって、「平成大合併」の効果や今後の財政見通しは様々であると思われる。パネリストの数を3人に抑え、フロアとの意見交換に十分な時間を確保したので、出席される会員を含めた活発な討論を期待したい。